



鳥取県公報

平成16年3月30日(火)

号外第40号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(17)	
	(職員課).....	2
	鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例施行規則(18)(景観自然課).....	2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例施行規則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 行為の制限等に係る許可の申請(第2条、別記様式関係)

鳥取県立大山オオタカの森(以下「大山オオタカの森」という。)における木竹の伐採、植物の採取等に係る許可を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならないこととする事とともに、当該申請書の様式を定める事とした。

3 行為の制限に関し知事が別に定める行為(第3条関係)

大山オオタカの森において制限される行為のうち条例で定めるもの以外のものは、次に掲げる行為とする事とした。

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為をすること。
- (2) 自動車、原動機付自転車その他の車両を乗り入れること。
- (3) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (4) 騒音を発生する行為をすること。

4 施設設備の損傷等の届出(第4条関係)

大山オオタカの森の施設設備を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない事とした。

5 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第17号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第75号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成16年4月1日とする。

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第18号

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例（平成16年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の制限等に係る許可の申請）

第2条 条例第8条第2号、第3号又は第4号の許可を受けようとする者は、別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（行為の制限に関し知事が別に定める行為）

第3条 条例第8条第6号の知事が別に定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為をすること。

（2）自動車、原動機付自転車その他の車両を乗り入れること。

（3）はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

（4）騒音を発生する行為をすること。

（施設設備の損傷等の届出）

第4条 鳥取県立大山オオタカの森の施設設備を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

鳥取県立大山オオタカの森内行為許可申請書

職 氏 名 様

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例第8条第2号、第3号又は第4号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 を 行 う 場 所	
行為地及びその付近の状況	
行為の予定年月日	着手
	完了

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

